



発行 東京都

目次

告示

- 建築士法による行政処分……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 東京都立海上公園の占用料の徴収委託……………(港湾局臨海開発部海上公園課)…
- 規程(水)……………
- 東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程……………

告示

●東京都告示第二百二十三号
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり

告示する。

令和七年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者の氏名、建築士の別及び登録番号別表のとおり

二 処分をした年月日

令和七年一月三十一日

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十条第一項第一号に該当するため

別表

氏名	建築士の別	登録番号
澁田見(渋田見) 福一	二級建築士	東京都知事登録 第38262号
有本 龍也	二級建築士	東京都知事登録 第72653号
寺島 亮	二級建築士	東京都知事登録 第49570号
岩淵 順	二級建築士	東京都知事登録 第84917号
中本 竜矢	二級建築士	東京都知事登録 第67481号

●東京都告示第二百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第五十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十七日

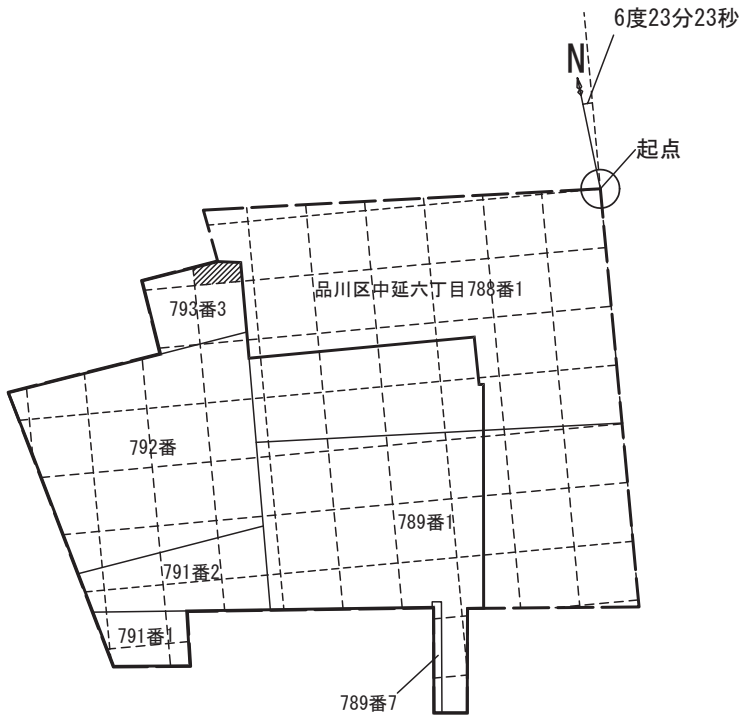
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区中延六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界線
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、品川区中延六丁目788番1の最北端とする。

【格子の回転角度（6度23分23秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第三十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十七日


東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市四谷五丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

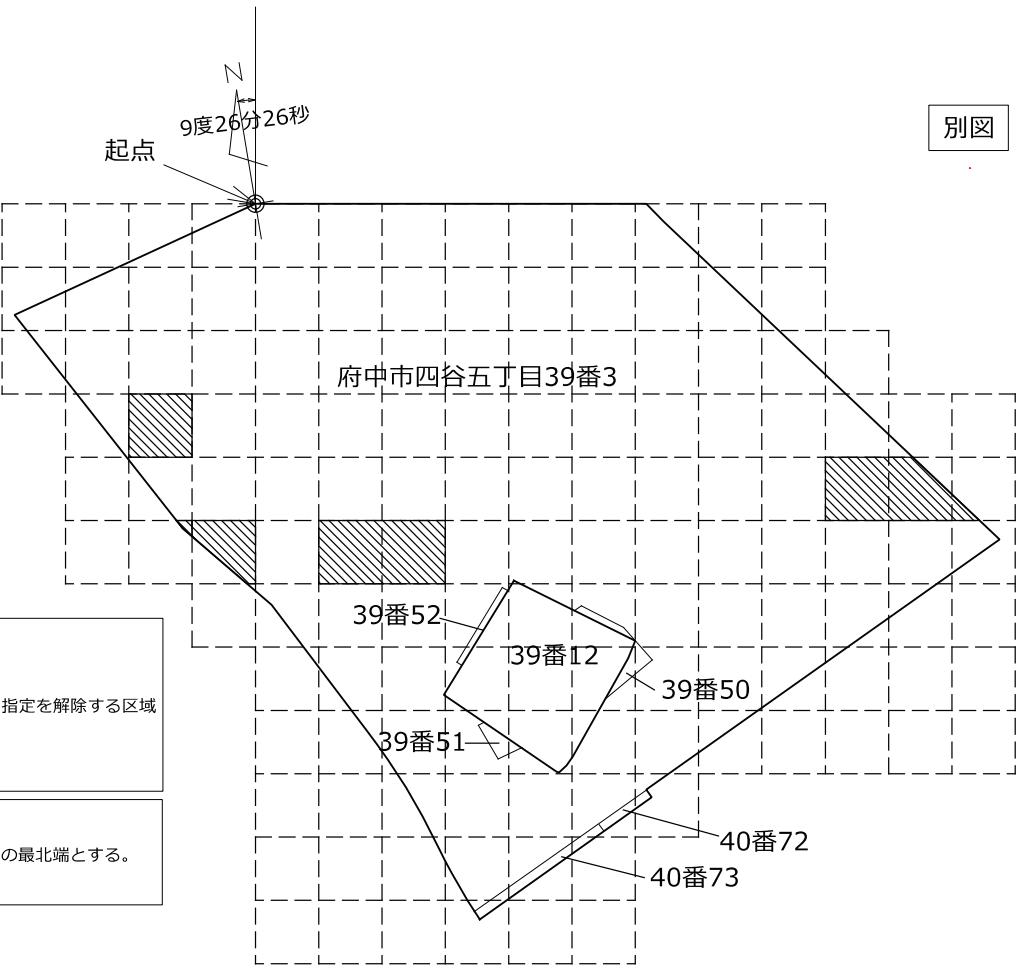
別図

【格子の回転角度 9度26分26秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
-  指定を解除する区域

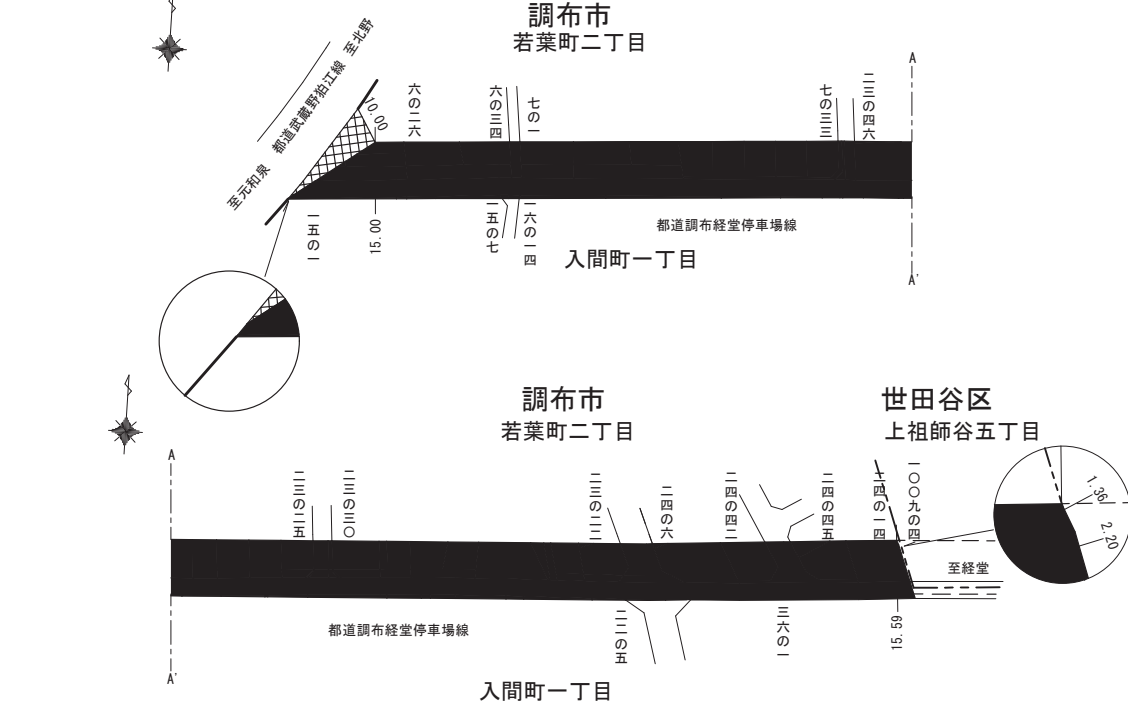
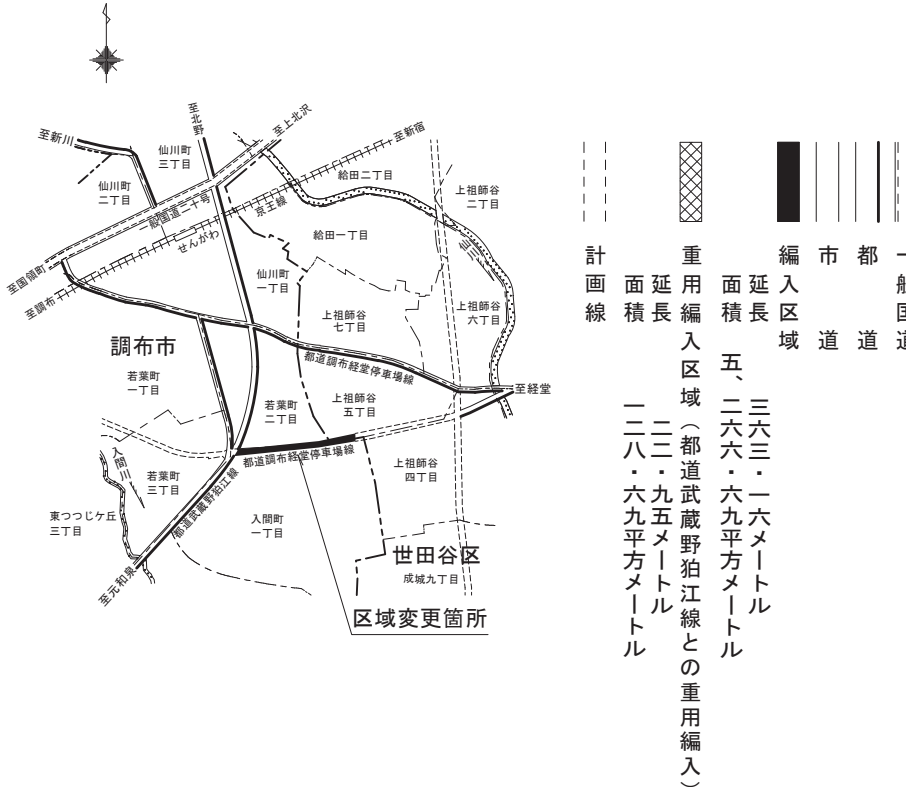
【起点】
 起点は、府中市四谷五丁目39番3の最北端とする。



●東京都告示第二百二十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道調布経堂停車場線区域変更略図
 調布市入間町一丁目地内



その関係図面は、令和七年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和七年三月十七日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 調布経堂停車場
- 二 変更の区間 調布市入間町一丁目三十六番一地先から同所十五番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三
条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務
取扱者に委託したので告示する。

令和七年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

海の森公園パートナーズ

豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社

内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七
号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占有する者
から徴収する占有料（東京都海上公園条例施行規則（昭
和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定す
る写真等の撮影のための臨時的な占有に係る占有料に限
る。）の徴収の事務

三 指定日

令和七年三月十五日

四 委託日

令和七年三月十五日

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正す
る規程を次のように定める。

令和七年三月十七日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局支出事務委託に関する規程の一
部を改正する規程

東京都水道局支出事務委託に関する規程（平成二十六年
東京都水道局管理規程第十号）の一部を次のように改正す
る。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第7条関係)

還付金口座振込依頼書

下記注意事項を必ずお読みの上、太枠の中を記入してください。

<注意事項>

- * 金融機関コード及び支店コードは、通帳等により確認して記入してください。
なお、ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・店番・預金種目・口座番号を通帳又はゆうちょ銀行ホームページで確認の上、記入してください。
- * 口座名義欄は、濁点「。」、半濁点「゜」は1字とし、姓と名の間に1マス空けて記入してください。
- * 依頼人(還付金の債主)氏名と口座名義人が異なる場合は、委任欄にも記入をお願いします。

東京都水道局長 殿

次の口座へ還付金を振り込むよう依頼します。

		年 月 日 提出			
還付金振込先	金融機関・店名	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所	
		金融機関コード	支店コード/店番	預金種目 ①普通 ②当座	口座番号 (右詰め記入)
	口座番号・口座名義	口座名義(カナ) ※記入できる範囲 (30文字以内) で正しく記入してください。 口座名義の記入に不足又は誤りがある場合、振込ができません。			
依頼人(還付金の債主)	住所 (還付金振込後、振込が完了した旨のお知らせをお送りします。)	〒 □□□□ - □□□□□□ 区・市 都・道府・県 マンション名等		丁目	番 号 室
	氏 名 (法人名)	電話番号		()	()

【委任欄】

私は、下記のお客さま番号で発生した還付金の受領について、上記に記載する口座名義人に委任します。

依頼人(還付金債主) 署名

口座名義人との関係

【水道局処理欄】

お 客 さ ま 番 号 (整 理 番 号)					

受 理 日	.	.	
入 力 日	.	.	
送 付 日	.	.	

No.

(日本産業規格A列4番)

公 告

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

令和七年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在地
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在地

八王子都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

東京都市計画道路事業三・三
・七十四号左入
美山線

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 (代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円

一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社

東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一

電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051